

東京都立両国高等学校淡交会

会長 大澤 秀利 殿

東京都立両国高等学校淡交会
「財政・組織強化委員会」 答申

すべての会員のための淡交会活動をめざして
淡交会の持続的発展を実現しよう！

2024年6月1日

財政・組織強化委員会 委員長 宇田川 勝明

Table of Contents

1. 委員の委嘱等 4 p
 - A) 委員会メンバー
 - B) 委員長および事務局長
 - C) 委員の任期
 - D) 淡交会役員等の出席

2. 会長からの諮問事項 4 p

3. 委員会における審議内容等に関する趣旨説明 4 p
 - A) 諮問の趣旨
 - B) 中間報告の提出
 - C) 最終答申の提出

4. 委員会等におけるこれまでの審議日程および主なテーマ 5 p

5. 審議を踏まえた、諮問事項についての最終答申 6 p
 - A) 淡交会の使命・魅力を発揮する事業（活動）をさらに進める課題 6 p
 - (ア) 会員同士の「親睦」と在校生への支援を含む母校への貢献～淡交会活動の2つの使命～ 6 p
 - (イ) 会員同士の「親睦」の活動 7 p
 - ① 淡交会の基本的ミッションである交流・広報活動の継続的発展
 - ② クラス会、同期会、部活動OB・OG会、職域会の奨励とそれへの支援活動の強化
 - ③ 地域支部活動への着手の課題
 - ④ 研究会・同好会活動を支える
 - ⑤ 淡交会員による学術シンポジウムの開催
 - ⑥ 「淡交会員のための〇〇相談」「淡交会員のための〇〇入門」など
 - ⑦ ライフヒストリーを語り合い、高校生活と人生の意味を確かめ合う
 - (ウ) 母校の発展、在校生の成長を支える淡交会の役割 9 p
 - ① 母校が必要としている備品を贈る
 - ② 学校を花で飾り、高校生の卒業をお祝いする
 - ③ 母校の100周年、110周年、120周年の記念イベント、年史づくりの支援
 - ④ 母校愛と誇りを育てるキャラクターづくり
 - ⑤ 給付型奨学金の創設および海外ホームステイ支援金とその継続的展開
 - ⑥ 母校が必要とするソフトの提供～職場体験実習の場所の提供
 - ⑦ 卒業研究・探究授業等に対する、学校の要請に基づく人材提供
 - ⑧ 淡交会員による進路・進学相談会、講演会等
 - ⑨ 分野別の人材一覧、シリーズ『私の両国高校時代とその後の職業と人生』（仮称）作成
 - ⑩ 「新しいキャリア教育」について学ぶ会
 - ⑪ 学校行事のビデオ配信、後援会との協力体制の構築

- B) 事業（活動）を支える財務活動改善の課題 10 p
- (ア) 事業に必要な予算の確保と決算の明確化および赤字の正確な把握と「単年度黒字」実現年の明確化
 - (イ) 支払方法の多様化
 - (ウ) 現行の卒業時の入会金・会費納入方式を変える場合の選択肢
 - (エ) 目的ごとの募金の目標数値設定の必要性
 - (オ) 両国高校卒業生に関する資料室と淡交会とのかかわりを一層豊かにする

- C) 事業活動と財務活動を支える組織活動改善の課題 11 P
- (ア) 淡交会のミッションを実現するためには、業務執行部隊の拡充と組織強化が必要

- ① 会員にとって、また、在校生にとっての淡交会の役割は大きい
- ② 必要な事業を行うための財政基盤の改善・安定には努力が必要である
- ③ 執行部隊の拡充と組織化は避けることができない

- (イ) 最小限の組織の修正 12 p

- ① 常任理事会
- ② 理事会
 - I. 財務委員会
 - II. 組織委員会
 - III. 資料室委員会
 - IV. 広報委員会
 - V. 環境委員会
 - VI. アカデミア委員会
 - VII. 学校・後援会連携委員会
- ③ 評議員の選出について
- ④ 副会長3人体制
- ⑤ 各会議の運営規則を内規によって定める功績のあった人々に対する感謝表現の方法について

- (ウ) 功績のあった人々に対する感謝表現の方法について 14 p

- (エ) 法人化問題についての検討 14 p

- (オ) 都立高校同窓会連絡会への加盟 14 p

- (カ) 会則の改定 14 p

6. 本委員会の解散とその後の執行体制等の見通し 15 p

- A) 本委員会の解散 15 p
- B) 新理事会における「職務分掌」の実施 15 p
- C) 新常任理事会の立ち上げ 15 p
- D) 評議員会の再組織 15 p
- E) 表彰の実施と表彰規定の整備 15 p
- F) 規定及び文書管理体制の整備 15 p

【附属文書Ⅰ 淡交会会則改定案 16 p】

【附属文書Ⅱ 淡交会組織図 22 p】

淡交会「財政・組織強化委員会」答申

1. 委員の委嘱等

A) 委員会メンバー

会長によって、次の常任理事が財政・組織強化委員会委員として委嘱された。

小野田マサ子（57回）、宇田川勝明（63回）、箱島実（65回）、笹川孝一（66回）、五反地清光（67回）、國馬隆史（70回）、小口淑美（74回）、石田素美（77回）、山本明仁（79回）

B) 委員長および事務局長

委員会委員長として宇田川委員が、委員会事務局長として笹川委員が委嘱された。

C) 委員の任期

委員の任期は2年とする。

D) 淡交会役員等の出席

淡交会の会長、副会長、事務局長、事務局次長、顧問、監事の役員等は、オブザーバーとして委員会に出席し、必要な場合に意見を述べるができる。

2. 会長からの諮問事項

会長からの諮問事項は次の通りであった。

「完全中高一貫化に伴う卒業生数の減少に鑑み、淡交会の活動の一層の活発化と財政危機の克服、そのために必要な組織改革の在り方について」

3. 委員会における審議内容等に関する趣旨説明

会長による委員会における審議内容等の趣旨説明は次の通りであった。

A) 諮問の趣旨

近年における淡交会の財政事情および少子化、附属中学校併設、さらには完全中高一貫化による高校入試の廃止に伴い卒業生数が急減するという現実を踏まえて、この状況を乗り切り、活動（事業）、組織及び財政の活性化を実現するために、常任理事会の決定を踏まえて、会長の諮問委員会として、「東京都立両国高等学校淡交会 財政・組織強化委員会」を組織する。ちなみに、卒業生数の推移は次の通りである。

| 卒業回 | 卒業生数 |
|-------------|--------|
| 49回 ～ 90回 | 400名以上 |
| 91回 ～ 104回 | 300名以上 |
| 105回 ～ 109回 | 200名以上 |
| 110回 ～ 121回 | 200名未満 |
| 122回 ～ 124回 | 120名前後 |
| 125回 ～ | 160名前後 |

B) 中間報告の提出

委員会は、概ね6カ月程度の審議を通じて、実行可能な改革案について中間報告を作成し、会長に報告する。

C) 最終答申の提出

そこから1年をかけて最終答申を作成し、2024年度総会前に会長に提出する。

4. 委員会等におけるこれまでの審議日程および主なテーマ

これまでに、次のように20回の委員会等を開き、諮問事項に関する審議を行った。また、常任理事会、総会、理事・評議員会で適宜、報告し、意見をもらった。

- 第1回 2022年10月22日(土) 14時~16時 亀戸文化センター 第1会議室
委員の委嘱、諮問の内容、審議すべきことについての自由な意見交換
- 第2回 2022年11月26日(土) 14~16時 亀戸文化センター 第1会議室
第1回委員会での意見交換を踏まえた「論点整理案」についての審議
- 第3回 2022年12月24日(土) 14~16時 錦糸町 すみだ産業会館 第3会議室
淡交会の使命・魅力について
- 第4回 2023年1月28日(土) 14~16時 亀戸文化センター 第2会議室
財政改革について
- 第5回 2023年2月25日(土) 14~16時 錦糸町 すみだ産業会館 第2会議室
組織改革について
- 第6回 2023年3月11日(土) 14~16時 森下 森下文化センター
中間報告骨子について
- 2022年度第3回常任理事会 2023年3月23日(木) 17~19時 亀戸 アンファリシオン
中間報告骨子を提案し、審議の結果、満場一致で承認された。
- 2023年度理事・評議員会 2023年4月22日(土) 14~16時
錦糸町 すみだ産業会館第1、第2会議室
中間報告骨子について説明を行い、了承された。
- 第7回 2023年5月27日(土) 14~16時 淡交会会議室 両国高校東館
中間報告(素案)について
- 第8回 2023年6月10日(土) 14~16時 亀戸文化センター
中間報告(案)について
- 2023年度第1回常任理事会 2023年6月15日(木) 17~19時 亀戸 アンフェリシオン
中間報告(案)について
- 2023年度総会 2023年7月2日(日) 16~18時 亀戸 アンフェリシオン
中間報告について説明を行い、了承された。
- 第9回 2023年7月8日(土) 14~16時 錦糸町 すみだ産業会館
常任理事会での報告及びそれに対する討論についての振り返り
- 第10回 2023年8月12日(土) 14~16時 亀戸文化センター
最終答申に向けた討論のための論点整理①
- 第11回 2023年9月30日(土) 14~16時 亀戸文化センター
最終答申に向けた討論のための論点整理②
- 第12回 2023年10月28日(土) 14~16時 亀戸文化センター

最終答申に向けた審議及び組織改編に伴う実務の進捗状況について①

- 第13回 2023年11月18日(土) 14-16時 亀戸文化センター
最終答申に向けた審議(とくに会則改定案の検討)及び組織改編に伴う実務の進捗状況について②
- 第1回6部連絡会議 2023年11月25日15-16時 亀戸 アンフェリシオン
6部連絡会議の運営及び各部での作業の進捗状況について
- 2023年度第2回常任理事会 2023年11月25日(木)17-19時 亀戸 アンフェリシオン
会則改定案についての審議
- 第14回 2023年12月16日(土) 14-16時 亀戸文化センター
常任理事会の振り返り及び会則改定案の修正
- 第15回 2024年1月27日(土) 14-16時 森下文化センター
最終答申の骨子の審議
- 第16回 2024年2月17日(土)14-16時 両国高校 淡交会事務局
最終答申案の検討①及び移行プロセスの開始⑥
- 第17回 2024年3月16日(土)14-16時 亀戸文化センター
最終答申案の検討②
- 第2回委員会連絡会議(6部連絡会議)2024年3月21日(木)15-16時 亀戸 アンフェリシオン
7委員会及び120周年実行委員会の作業の進捗状況について
- 2023年度第3回常任理事会 2024年3月21日(木)17-19時 亀戸 アンフェリシオン
最終答申案について
- 第18回 4月20日(土)14-16時 両国高校 淡交会事務局
最終答申案の検討及び組織改編に伴う実務の進捗状況について③
- 2024年度理事・評議員会 2024年4月26日(金)18-19時 亀戸文化センター 第1・第2研修室
最終答申案について説明を行い、了承された。
- 第19回 5月11日(土)14-16時 両国高校 淡交会事務局
最終報告案の検討及び組織改編に伴う実務の進捗状況について④
- 第20回 6月1日(土)14-16時 両国高校 淡交会事務局
大澤会長への答申及び各会議の内規の検討

5. 審議を踏まえた、諮問事項についての最終答申

A) 淡交会の使命・魅力を発揮する事業(活動)をさらに進める課題

(ア) 会員同士の「親睦」と在校生への支援を含む母校への貢献～淡交会活動の2つの使命～

淡交会の使命・魅力にとって、一番大切なことは何だろうか？

それは、淡交会の事業(活動)を仲立ちとして、すべての淡交会員がいつそう豊かな人生を実現できるような「会員間の親睦」(淡交会会則 第2章「目的」)のための事業(活動)を行うことである。

1905年に創立され、2025年に120周年を迎える淡交会の会員は累計34,000名に上るが、そのうち現在存命である会員は約19,000名と推定される。(『淡交会報』配布数は16,000部である。)

淡交会員は、その在学時代を通じて、また、卒業後の人生を通じて、友情を育み、学業、芸術、スポーツ、娯楽・趣味、様々な分野の職業、市民・地域・NGO/NPO組織・地方自治体や国家、国際にかかわる活動など様々な社会貢献活動を行ってきた。そこには、チャレンジや挫折、成功や失敗、立て直しやライフワークの積み上げを含む、さまざまな「平凡な人生」「平凡に立脚する非凡な人生」の豊かな蓄積がある。

淡交会員には、両国高校、附属中学校時代に充実した生活を送っていた人も、必ずしもそうではなかつ

た人もいる。その多様な人々が、在学時からあるいは卒業後に、さらには還暦や古希、喜寿の時代になって、淡交会の様々な活動を仲立ちとして、改めて再会している。それによって、楽しみが増え、多面的に人生を共有しあい、友情を育み、学び合い、慰め励まし合い、希望を共有し、「魂のふれあい」を感じあっている。楽しいことと共に辛く苦しいことも多かったが、「生きていてよかった」と思っている。そして、「淡交会員でよかった」「淡交会員であることに誇りを持てる」と感じ、それを先輩から後輩へと伝えている。

こうした活動が淡交会の活動の神髄である。これがすべての淡交会員と共有し合えるようにすること、すべての淡交会員の参加によってこれを実現することが肝要である。

だから、財政・組織を強化する際には、この会員間の「親睦」をいっそう豊かなものにすることが大前提となる。このことを銘記すべきである。

しかし、淡交会活動はこれに止まるものではない。私たちが現役生だった時代に、部活動や両高祭・両国祭などの場面において、また、卒業後の大学や職場・地域等で、OB・OG とのつながりで、さまざまな支援を受けた記憶がある人は多い。そして、両国高校における先輩後輩関係の絆を感じ、自分の生きる指針を得た場合も少なくない。これは、先に述べた「親睦」の基盤の1つになっている。

この基盤を豊かに醸成するために、現役生の学校生活充実のために多様な支援を行うことも、淡交会の重要な活動の柱である。具体的には、部活動、両国祭、キャラクターづくり、楽器の寄贈、「職場体験」「卒業研究」や「探究」授業、「環境セミナー」、奨学金や海外ホームステイ支援、進路相談などである。

私たちの母校が立地する地域は「下町」といわれる。人と人の距離が近く「人情に厚い」が、経済的には必ずしも豊かとはいえない地域でもある。そして、私たち淡交会員も、必ずしも経済的に豊かな家庭に育ったとは言い切れない。そこで、後輩である現役生が勉学や部活動等に打ち込めるようにという願いを込めて、ささやかながら、淡交会の給付型奨学金制度を創設した。

以上のような支援活動を通じて、卒業生同士がタテ・ヨコにつながりながら互いに支え合い、人生の充実や、身近なところに立脚しつつ地球と世界を視野に入れた社会貢献を進めていくという、淡交会活動の神髄を後輩たちに伝えていくことも大切である。

言うまでもなく、このことは、学校との緊密な連携の下で、保護者組織である後援会との協力によって、実現するものである。そのような連携・協力の下で支援事業を行えることが、淡交会員の喜びであり誇りである。

私たちが諸先輩から引き継いできたものを受け取って、私たち自身の多面的な人生を充実させつつ広く社会・世界に貢献すること。同時に、後輩たちが伸び伸びと育てて一人一人の多面的な人生を豊かに楽しみつつ社会・世界に貢献できるように支援すること。そして、その両方を含んで、私たちの母校の発展に貢献すること。これを全ての淡交会員の参加によって実現していくこと。これが、私たちの淡交会のミッションである。そして、これを先頭に立って実現する役割を果たすのが、会長をはじめとする三役、常任理事、理事、評議員などの役職についている会員の使命である。

(イ)会員同士の「親睦」の活動

① 淡交会の基本的ミッションである交流・広報活動の継続的發展

同窓会としての淡交会があり、会報、名簿、ポータルサイト、総会イベント、新年会等の活動を長期間、安定的に継続し会員に働き続けることは、会員が自らのアイデンティティーと誇りを培うことに資する淡交会の大切な事業である。また、淡交会 120 周年に際して年史をまとめ広く淡交会員と共有することも、アイデンティティーと母校愛を確かめる機会となろう。

② クラス会、同期会、部活動 OB・OG 会、職域会の奨励とそれらへの支援活動の強化

淡交会員である卒業生が最も参加しやすく懐かしい場合は、仲の良かった友人たちとの小さな集まりであるとともに、クラス会、同期会、部活動 OB・OG 会、職域会等であろう。したがって、淡交会の使命の1つ

はこれらクラス会、同期会、部活動OB・OG会、職域会等の開催を積極的に奨励し、その様子を淡交会の持つメディアによって、会員に積極的に知らせていくことである。

とくに、「二十歳のつどい」「卒業後5年の会」「卒業後15年の会」「卒業後25年の会」「卒業後35年の会」「卒業後40年の会」「還暦の会」「卒業後50年の会」「古希の会」「喜寿の会」「傘寿の会」を始めとする同期会等には、既に一部では始められているが、役員や組織委員会等が手分けして参加し、お祝い金を渡しつつ、公式挨拶をすることを考えてもよい。

③ 地域支部活動への着手の課題

これまで淡交会は地域支部を持たなかった。しかし、淡交会員は日本全国、全世界にいる。そこで、他の同窓会でも行っているところがあるように、条件の合う所では地域支部を作り、会を開くことを積極的に奨励支援する。

④ 研究会・同好会活動を支える

環境問題や淡交会関連の資料調査などに関する研究会や読書会、ゴルフ会、囲碁会、校歌祭、混声合唱団、淡交フィルハーモニー管弦楽団などを始めとして、淡交会の中や淡交会関連では、同好の人々が集う会がたくさんある。趣味で写真を撮っている人たち、山登りやハイキングをしている人たちのグループもたくさんある。

このようなグループの中には、淡交会員の中にも同好の人々を増やしても良い、増やしたいと思っている人たちも少なからずいる。これらの学術系、芸術系、スポーツ系などの研究会・同好会活動を奨励することは、淡交会員にとっての「サードプレイス」の創設となり、心身の健康にとって大きな貢献となるだろう。また、こうした活動を通して、120年の歴史と豊富な人材を持つ淡交会の中でのテーマごとの異年齢集団が作られていく可能性も大いにあるので、これら研究会や同好会的な活動を奨励・支援することも淡交会の大きな使命であろう。

⑤ 淡交会員による学術シンポジウムの開催

淡交会員には、法律家、医師、技術者、学者、様々な分野での実務家、企業経営者などの専門家も多い。そこで、例えば、裁判員制度、エネルギー政策、包摂型社会、SDGsと日常生活・産業、人生100年時代など、身近でありかつ重要な社会的課題について学術シンポジウムを開き、淡交会員相互の意見交換をする機会を作ることを検討する。これは、「匂いゆたけき文化の栄え かけりて我等が双肩にあり」という、校歌の精神と合致することである。

⑥ 「淡交会員のための〇〇相談」「淡交会員のための〇〇入門」など

淡交会員には、医師、歯科医師、弁護士、公証人、公認会計士、税理士等の専門職や保険会社、不動産会社などで働き、人々の日常生活に必須な事柄を扱う人々も多い。実際、淡交会員や特別会員からのそうした相談もある。そこで、「淡交会員のための〇〇相談」「淡交会員のための〇〇入門」などを開くことも有意義である。これは、特別会員に公開することもありうる。

⑦ ライフヒストリーを語り合い、高校生活と人生の意味を確かめ合う

大澤会長たちの肝いりで2021年12月から、淡交アカデミア委員会で試行的に「ライフヒストリーを聞き・語る会」が開かれ、2024年7月には第30回を数える。ここでは生い立ちや両国高校進学への動機、高校生活の振り返り、大学等への進学と大学生活、職業生活とそこでの出来事、それらを振り返って現在の両国の高校生や中学生へのメッセージなどが語られる。試行として66回生を中心に行われてきたが、これまで全く知らなかった友人の姿、先輩や後輩たちとの関係性を含めて、多くの人の人生を知ることができて自分の人生を振り返ることができ、「親睦」が深まったと好評である。

そこでは、①自分の人生の振り返りができてよかった、②自分の人生について他の人に聞いてもらえ、コメントももらえて、「すっきりした」「気持ちがよかった」、③他の人の人生を知る機会ができてよかった、④自分の人生を相対化できて、過去の振り返り方と今後の指針が得られた、⑤これぞ「親睦」の神髄、などの共通の感想が述べられている。

現在、ご健在な先生たちの話や、東京大空襲体験世代などの話も含めて、66回生以外の人たちへと広がっていきつつある。この取り組みは、一人一人の人生の中での高校生活や大学生活、多職種にわたる職業生活の振り返りを含んでおり、現役の生徒たちにも有益と考えられる。

それゆえに、淡交 PORTAL や淡交会報での報告、会員間で共有する方法、在校生に知らせる方法としての「電子書籍」制作等の要望が出ている。今後に向けて積極的に検討する必要がある。

(ウ) 母校の発展、在校生の成長を支える淡交会の役割

母校の発展、在校生の成長を支える淡交会の役割としては、次のことが考えられる。この中には、すでに取り組みられていることも多い。

① 母校が必要としている備品を贈る

両国高校創立 120 周年に際してグランドピアノを贈るなどの活動をしてきた。今後も必要に応じ、財政的な裏付けを明確にしつつ、積極的に対応していく。

② 学校を花で飾り、高校生の卒業をお祝いする

在校生の茶華道部と連携し、淡交会が費用を負担して、「花で学校を明るくする」をモットーに月 1 回のペースで校内数か所に生け花を飾っている。また、高校生の卒業式に際し、卒業生全員に卒業証書ホルダーと卒業式コサージュを贈り、お祝いしている。

③ 母校の 100 周年、110 周年、120 周年の記念イベント、年史づくりの支援

これまで、母校の年史づくりに対して、積極的に支援してきた。130 周年にあたっても支援していく。

④ 母校愛と誇りを育てるキャラクターづくり

120 周年に際して、キャラクターづくりを応援し、淡交会封筒などでも積極的に使っている。これは、現役生のアイデンティティ確立にも積極的役割を果たしているといえる。

⑤ 給付型奨学金の創設および海外ホームステイ支援金とその継続的展開

既に淡交会の給付型奨学金制度および海外ホームステイ支援金制度が実施されているが、寄付金の目標額を設定するなど、今後もこれを安定的に継続していく必要がある。

⑥ 母校が必要とするソフトの提供～職場体験実習の場所の提供

現在の中学校学習指導要領に位置づけられている「職場体験」の実習先を、学校側の要請に基づいて淡交会が積極的に提供することは、現役中学生への支援になる。また、淡交会員にとっては、アイデンティティ確認にもなる。

⑦ 卒業研究・探究授業等に対する、学校の要請に基づく人材提供

附属中学校が独自に行っている「卒業研究」への支援活動も行われたが、多彩な人材を擁している淡交会として、他の同窓会にも実施例があるように、学校側が求める適切な人材を提供することも、在校生、学校への支援となり、淡交会員のアイデンティティ確認にもなる。

その 1 つは、中学校の学習指導要領に「生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実

際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動」と位置付けられている「職場体験」（上記⑥）であるが、もう1つは「探究」の授業である。それは、小学校・中学校・高校の学習指導要領に記されている。すなわち、「変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標」とするものである。そしてこれは、「総合的な学習（探究）」授業とされている。

⑧ 淡交会員による進路・進学相談会、講演会等

高校生にとって進路選択は大きな課題である。そこで、多彩な人材を擁する淡交会が積極的に進路・進学相談会、講演会等を企画提供することが有益であると考えられる。

それは、在校生本人だけでなく、生徒の保護者にとっても有益なものとなりうる。その際、淡交会員も参加して自らの進路選択やその後の職業等の人生を語るような企画が望ましいであろう。

⑨ 分野別の人材一覧、シリーズ『私の両国高校時代とその後の職業と人生』（仮称）作成

学校との緊密な連携の下に、2つのことを検討する。

1つは、人材バンク構築である。ここに登録された淡交会員が講師となって「職場体験」「探究」等への支援、協力を行ったり、講演会の講師を務めたりして学力向上に協力する。

もう1つは、シリーズ『私の両国高校時代とその後の職業と人生』（仮称）である。それは、淡交会員の間で感動を呼んでいる、アカデミア委員会のライフヒストリー一部会の内容を適切に編集するものである。学校との緊密な連携のもとに、将来的には生徒の参考になるようにすることを検討する。

⑩ 「新しいキャリア教育」について学ぶ会

現在、両国高校では「新しいキャリア教育」を推進している。そこで、学校の「研究部」の先生方からのヒアリングや『淡交会報』への寄稿依頼から始めて、先生方とともに、「『新しいキャリア教育』について学ぶ会」（仮称）を開くことも有意義であると考えられる。

⑪ 学校行事のビデオ配信、後援会との協力体制の構築

学校行事に参加したくても諸般の事情で参加できないという保護者も少なくないので、淡交会が学校行事のビデオ配信を行ったところ、大変評判が良かった。2022年度の合唱コンクールでは、その経緯を踏まえて保護者の会である後援会がビデオ配信を行い、2023年度の体育祭でも継続されていて、淡交会が先行実施した事業が生かされている。それらを含めて、特別会員である学校後援会と、学校を支えるパートナーとして積極的に意思疎通を図り、協力して、学校側の要請に基づいて、在校生への支援をしていく。

B) 事業（活動）を支える財務活動改善の課題

(ア) 事業に必要な予算の確保と決算の明確化および赤字の正確な把握と「単年度黒字」実現年の明確化

淡交会の事業を安定的に進めるためには、事業ごとに必要な予算、決算をそれぞれの担当者が正確に把握し「財務委員会」と協議することを進めた結果、ある程度の増収が実現した。今後、納入率を高めるため、更なる工夫を、財務委員会を中心に検討する。

また、会費のみならず、寄付金、募金等にどのように拡大するかが検討課題である。

(イ) 支払方法の多様化

2023年度から一部実施しているが、現行方式の下での、コンビニ、スマホなどによる支払い方法の多様化を進めた結果、ある程度の増収が実現した。今後、納入率を高めるため、更なる工夫を、財務委員会を

中心に検討する。また、会費のみならず、寄附金、募金等にどのように拡大するかが検討課題である。

(ウ) 現行の卒業時の入会金・会費納入方式を変える場合の選択肢

現行の会費納入方法を変える場合には、幾つかの選択肢がある。例えば、a) 卒業時に始まる自動引き落とし方式の拡大 b) T 高校方式による、入学時に会員となり、卒業時に終身会費を一括納入する方式、などである。これについては、2024 年度に、財務委員会を中心に検討する。

(エ) 目的ごとの募金の目標数値設定の必要性

このところの傾向として、目的を明確にした募金は集まりやすいという見方がある。そこで、現行の募金制度を洗い直しつつ、奨学金寄付金等を含めて、目標数値の明確化を図る必要がある。

また、実施が 2025 年度に迫っている淡交会 120 周年事業の募金については、赤字が発生しないように、多少なりとも黒字になるよう、三役会、常任理事会、理事会、評議員会をあげて取り組む必要がある。

(オ) 両国高校卒業生に関する資料室と淡交会とのかかわりを一層豊かにする

淡交会事務局のスペースは、両国高校の卒業生に関する貴重な資料の保存・管理を委託されている空間でもあり、それらの資料を広く社会的な利用に供するための“両国高校および両国高校卒業生に関する資料室”としての役割を、基本的に担っている。

これまで主に、資料室委員会がこれらの資料を整備してきたが、とくに、芥川龍之介、堀辰雄などの卒業生関係資料などについては、関連の文学館・博物館・美術館や研究会、専門家等からの照会があり、それに積極的に応えている。

この仕事は、卒業生組織としての淡交会だから担ってこられた大きな社会貢献活動であり、今後も必要とされる活動である。

また、両国高校の卒業生には、文学領域だけでなく、経済学者、社会政策学者としての河合栄治郎や大河内一男なども含めて、さまざまな分野において社会に積極的な影響を与えた人々が多い。そうした人々も視野に入れて、卒業生に関する資料を収集、研究、管理、公開していく施設としての「資料室」は一層の充実が求められている。そして、これらの活動を継続的に行っていくためには、保管庫及び必要な管理システム構築のために必要な、淡交会としての相応の財政措置が検討されなければならない。

以上を踏まえて、「両国高校卒業生資料室」のスペースの継続的確保について、在校生の誇りを育てることも含めて、学校との協力関係をいっそう豊かにしていく必要がある。

C) 事業活動と財務活動を支える組織活動改善の課題

(ア) 淡交会のミッションを実現するためには、業務執行部隊の拡充と組織強化が必要

① 会員にとって、また、在校生にとっての淡交会の役割は大きい

淡交会が会員のアイデンティティーの確認や、誇りと母校愛を育むこと、具体的な楽しみの活動、深さのある親睦などにとって果たしている役割は大きい。

また、在校生の進路・進学相談、学校後援会との共同事業などの点で果たしてきた役割や今後果たする役割も大きい。

② 必要な事業を行うための財政基盤の改善・安定には努力が必要である

こうした事業を安定して進めるためには、安定した財務基盤を確保する取り組みが必要である。加えて、ここ暫くは卒業生数の減少に直面するので、会費収入がさらに減少するおそれがある。そうした環境の中で、現在の執行部は、一般会計の単年度黒字を目標としている。

こうした財政上の課題を実現していくためには、淡交会の組織を挙げて取り組む努力が求められてい

る。そのためには、「入るを増やし、出ざるを制する」方策を財務委員会で講じて会員減少時期を乗り切る事が求められている。

③ 執行部隊の拡充と組織化は避けることができない

以上挙げた、淡交会が会員のために果たしている役割、在校生に対して果たしている役割の安定的な実行のためには、三役と事務局という現在の業務執行体制では、とても賄いきれず、執行部隊の拡充と組織化が必須である。

(イ) 最小限の組織の修正

それではどのように変えたらよいか？

そこには、いくつかの方法があるが、現在の会則にある、常任理事会、理事会、評議員会という仕組みを活かしながら、次の方法で進むのが適切だと考えられる。

① 常任理事会

現在の常任理事は47名であり、会則第10条に定める「若干名」とは、かけ離れた状態にある。そのために、「会の運営についての業務の執行」について、十分な審議・決定の機関となっているとは言いがたい。そこで、現行の会則を踏まえて、次のような組織として再構成する。すなわち、会長、副会長、事務局長および事務局次長、各委員会委員長で常任理事会を構成し、淡交会の基本方針、中長期および短期的な活動に関する審議・決定を行う。同時に、各常任理事は会務を分掌して方針の実現に向けた取り組みを執行することとする。

会長は全体を総理し、副会長は委員会を分担する。事務局長・事務局次長は日常業務を円滑に進めるために必要な業務を行う。常設の委員会及び臨時委員会の委員長等が常任理事となり、全体の活動の調整等もここで行う。人数は全体で10名程度を想定する。

② 理事会

現在、理事会はほとんど機能していない状況にある。そこで、現在の常任理事会を新しい理事会とし、現行の会則に則って会務を分掌し、執行機関化する。全体で40名程度を想定する。評議員の中から選出された理事のうち、次の委員会に所属しない人は、引き続き、評議員として活動することとする。

理事会が分担すべき職務として、次の委員会を置く。

I. 財務委員会

会費納入率、各種寄付金の総額アップのための活動を計画的に行う。寄付金の拡大のために、目的別のキャンペーンも検討する。そして、各委員会等の要望を基礎として、淡交会の予算案編成を行う。また、各委員会等の活動実績に基づき、事務局の決算作業を補佐する。

以上を含めて、淡交会の財務管理の発展を図るための財務管理を行う。特に、現執行部が目標としている「単年度黒字」を実現するために、三役会との緊密な協議の下に、計画案を作る。

II. 組織委員会

会員管理を行う。

また、クラス会、同期会（二十歳のつどい、卒業後40年の会、還暦を祝う会、古希の会、喜寿の会、傘寿の会等を含む）、部活動OB・OG会、職域支部、地域支部などを積極的に組織化し、会員間の「親睦」を質・量ともに充実させるための業務を行う。

そして、「都立高校同窓会連絡会」などに参加し、他の学校、特に「旧制ナンバーズスクール」の同窓会と交流する。これによって、それらの同窓会の活動を参考にして、淡交会の活動の発展に資する。

Ⅲ. 資料室委員会

淡交会事務局兼資料室に保管されている卒業生たちに関する貴重な資料を適切に管理し、社会的なニーズに応える業務を行う。

淡交会資料目録整備、資料復刻・編集、会員名簿、『淡交会 120 年小史』刊行などを中心的に担いつつ、資料照会への対応業務などを行う。

また、持続的な資料の収集と管理のための中期計画の策定を検討する。

Ⅳ. 広報委員会

会報、ポータルサイト、HP 等によって、淡交会の活動を正会員・特別会員の両方を含む会員に広く知らせる。今日の通信技術等の目覚ましい発展に鑑み、会員間の双方向的な伝え合いと協力が実現する方向での取り組みも望まれる。

Ⅴ. 環境委員会

日本政府も積極的に参画し、国連の取り組みとして行われている SDGs（持続可能な開発・発展・発達のためのゴール）は、自然及び社会、人間を取り巻く包括的な環境問題に関するものである。そこで、環境委員会はこれらのことについての調査研究及び実践について取り組みつつ、現役の中学生、高校生の総合的学習・探究の支援に合わせて取り組む。

Ⅵ. アカデミア委員会

会員の文化・芸術活動の積極的な組織化を進める。

芸術部門：混声合唱団、校歌祭、写真展、絵画展など。

スポーツ・娯楽部門：ゴルフ、囲碁など。

学術部門：会員による学術研究の積極的紹介、学術シンポジウム、講演会等。

ライフヒストリー一部会：現在のライフヒストリー一部会を発展させ。卒業生が多様な人生について語り、交流することによって、それぞれが自らのアイデンティティーを確認し、共有する。また、豊かな人生にとって共通する積極的要素を抽出する。さらに、それらのデータを在校生に提供し、在校生の勉学や部活動等、進路選択の探求に資する。その一環として、人材リストを作成する。

行く行くは、各同期会等でも開催できるように、必要な相談を進める。

Ⅶ. 学校・後援会連携委員会

会則において「特別会員」となっている学校教職員及び保護者との連携を継続的に発展させていくために、学校・後援会連携委員会を置く。

学校等との意思疎通の窓口を一本化するために、事務局長が委員長を兼ね、副委員長が新常任理事会のメンバーとなるなど、実際の運営には工夫が必要と考えられる。

淡交会が実施する給付型奨学金、職場体験の場の提供、「探究」授業や進路・進学相談等のための人材の提供、後援会との連携などを担当する。

③ 評議員の選出について

現在、評議員は卒業時に選ばれた人がそのままの状態であり、実際の同期会開催等との接点がない場合も少なくない。

そこで、評議員については、改めて、淡交会執行部と連絡が取れ、同期会開催についても機能している人を念頭に、改めて選出し直しをしてもらう方向で検討する。

卒業後 5 年までの学年からは従来通り各クラス 2 名の評議員を選出する。卒業後 5 年を経過した学年からは、会則通りに各学年で 3 名以内に選出し直ししてもらう。

評議員は、各期における同期会等の開催を推進する。同時に、各回の淡交会員の意見・要望等を理事会に反映させる。

これによって、将来の理事候補の裾野が広がることが期待される。

今後の課題としては、部活動OB・OG会、職域支部、地域支部等からの評議員の選出も検討されてよい。

以上を踏まえて、詳細については、2024年度に組織委員会を中心に検討することとする。

④ 副会長3人体制

理事会内に、当面7つの委員会を設けるので、副会長が2～3つ程度の委員会を担当することによって会長をはじめとする三役と理事会・委員会とのいっそう緊密な運営が可能となる。そのためには、現在の副会長2人体制では副会長の負担が重くなるので、副会長3人体制とすることが望ましい。

また、執行部の継続性のために、3人の副会長の内の1人は、次期会長と想定される人であることが望ましい。

なお、三役の会合である「三役会」について現在試行中であるが、2024年度一年間運用を強化し、2025年度総会において会則に位置づけることとする。

⑤ 各会議の運営規則を内規によって定める

より多くの会員の参画を実現するには、各会議の運営方法を共有することが大切である。そのために、常任理事会、理事会、評議員会、各委員会、三役会などの会議毎に「内規」を定めることとする。内規は概ね2024年度に試行され、2025年度には確立されることが望ましい。

(ウ) 功績のあった人々に対する感謝表現の方法について

永年にわたり淡交会のために貢献してきた人について、「名誉理事」などの方法で 名誉称号を会長から差し上げる。これについては、会則に「表彰」について項目を設け、詳細は「細則」に定める。

(エ) 法人化問題についての検討

多くの旧制ナンバースクールの同窓会が法人格を取得していることもあり、事業の拡充、財務・組織の安定性と透明性を確保し、より多くの人による執行体制を構築するなどの点で、淡交会の法人化についての検討を行うべきだという意見もある。

これについては、6月の総会以後、組織委員会を中心に1年間かけて、そのメリットとデメリットを具体的に検討し、2025年度の総会までに結論を出すこととする。

(オ) 都立高校同窓会連絡会への加盟

これまで淡交会は他の都立高校の同窓会との交流がほとんど無いに等しかったが、他の同窓会もそれぞれ努力しながら同窓会運営を行ってきている。そこで、少なくない旧制府立ナンバースクールの同窓会が加盟している都立高校同窓会連絡会に加盟して、他校の例を参考にしながら進んでいくことが重要だという点で、委員会の意見は一致した。これについては、組織委員会等を中心に検討して、適切に対処することとする。

(カ) 会則の改定

今回の組織改革は基本的に、現行の会則に準拠するものであるが、常任理事会の構成・役割や表彰等については、会則の改定を必要としている。すでに、本委員会が素案を出し、常任理事会で承認された会則改定案を、本答申の「附属文書1」として示す。また、その会則改定案に基づく淡交会の運営に関する組織図を「附属文書2」として示す。会則改定案は、2024年度の総会に提出され、採択されることが望ましい。

6. 本委員会の解散とその後の執行体制等の見通し

A) 本委員会の解散

この答申を会長に提出することで、本委員会は、その役割を終え、解散することとなる。

B) 新理事会における「職務分掌」の実施

今後の見通しとしては、次の通りとなることが予想される。

総会において、理事、常任理事、会長、副会長、事務局長を選任する。総会後のできるだけ早い時期に、新理事会を開き、必要な事項を決める。

新理事会は、会則にある通りに「職務分掌」を行い、改めて「委員会」を立ち上げる。各委員会の委員長は新常任理事会のメンバーとなる。

また、委員会の開催は、対面、遠隔を混ぜたハイブリッド方式などの工夫を行う。理事会の開催は、年に3回とする。

C) 新常任理事会の立ち上げ

総会後に、新会則に則って、現在の「委員会連絡会議」を新常任理事会に移行させ、その職務を遂行する。新常任理事会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長および、理事会内委員会の委員長で構成する。新常任理事会は、会の運営について、各分野を見渡しつつ事業内容を審議調整し、その全体的な方針等を立案しその実現に向けた職務を遂行する。

常任理事会の開催は、原則として年4回とし、必要に応じて臨時の会議を開く。負担を軽減するために、ハイブリッド方式も検討する。

D) 評議員会の再組織

現在、評議員会が十分機能していないことに鑑み、会則に基づいて、卒業年次ごとに、実際に機能し得る評議員を選出し直す。この過程は、実際に可能なところから手をつけ、徐々にその範囲を広げていくこととする。同期会などの開催と結び付けて実施することが効果的であると考えられる。

評議員は会の運営状況について評議するとともに、卒業年次ごとに同期会の開催に努めることとする。

評議員会の開催は年に1回以上とし、ハイブリッド方式を採用する。

E) 表彰の実施と表彰規定の整備

淡交会の事業に関して永年にわたり貢献した会員を、細則第4条の基準によって表彰する。被表彰者は常任理事会が決定し、会長が表彰する。

F) 規定及び文書管理体制の整備

運営の基本についての会員への説明責任を果たし、会則や細則、内規にもとづいた会の運営を確実に進めるため、本会の諸規定や総会、常任理事会、理事会、評議員会等の文書管理体制を整備する。当面、事務局がポータルサイトにアップすることとする。

以上

淡交会会則改定案

| 改定後 | 改定前（現行） |
|---|--|
| <p>第1章 名称及び事務所 第1条 本会は「淡交会」という。</p> <p>第2条 本会は事務所を東京都内に置く。 （東京都墨田区江東橋 1-7-14 都立両国高等学校内） 平成15年12月19日より</p> <p>第2章 目的 第3条 本会は会員の相互親睦を図り、母校と密接な関係を保つことを目的とする。</p> <p>第3章 事業 第4条 本会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校、淡交会及び会員に関する資料収集保存並びに必要な範囲での公開 2. 会報・会員名簿の発行及びウェブページの公開 3. 同好会等の拡充及び各種行事の企画開催 4. 総会、新年会及び同期会等の会員の交流機会の開催 5. 各種淡交会支部設立の促進及び援助 6. 母校生徒の各種活動に対する奨励及び援助 7. 多様化する社会的な諸課題への取り組み及び地域社会への貢献 8. 慶弔その他必要と認める事項 <p>第4章 会員 第5条 会員は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 正会員 東京府（都）立第三中学校・東京都立両国高等学校（以下「東京都立両国高等学校」という）の卒業生 在学した者で入会を希望する者 2. 特別会員 東京都立両国高等学校の現旧職員及び後援会員 <p>第6条 新たに正会員になる者は入会金を納めるものとする。</p> <p>第5章 会計 第7条 正会員は年会費を納めるものとする。</p> | <p>第1章 名称及び事務所 第1条 本会は「淡交会」という。</p> <p>第2条 本会は事務所を東京都内に置く。 （東京都墨田区江東橋 1-7-14 都立両国高等学校内）平成15年12月19日より</p> <p>第2章 目的 第3条 本会は会員の相互親睦を図り、母校と密接な関係を保つことを目的とする。</p> <p>第3章 事業 第4条 本会は前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校・淡交会・会員の資料収集保存 2. 会報・会員名簿の発行及びウェブページの公開 3. 同好会等の拡充、各種行事の企画開催 4. 各種淡交会支部設立の促進と援助 5. 母校生徒の各種活動に対する奨励と援助 6. 慶弔その他必要と認める事項 <p>第4章 会員 第5条 会員は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 正会員 東京府（都）立第三中学校・東京都立両国高等学校（以下東京都立両国高等学校という）の卒業生 在学したもので入会を希望する者 2. 特別会員 東京都立両国高等学校の現旧職員及び後援会員 <p>第6条 新たに正会員になる者は入会金を納めるものとする。</p> <p>第5章 会計 第7条 正会員は年会費を納めるものとする。</p> |

年会費の納入を5年間以上怠った場合は常任理事会に諮りサービス受益の資格を失うものとし、納入再開の際は即時復活する。

第8条 本会の経費は次の収入を以ってこれにあてる。

1. 入会金
2. 年会費
3. 寄付金
4. 預金利子その他の雑収入

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

(種類及び定数)

第10条 役員等の構成については次の通りとする。

1. 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長若干名、監事2名、常任理事若干名及び理事40名程度、事務局長1名。
2. 評議員は原則として各卒業年度3名以内とする。ただし評議員は卒業後5年間は各クラス2名とする。
3. 相談役、顧問及び事務局次長を置くことができる。
4. 名誉会長を置くことができる。

(選出及び委嘱)

第11条 役員等の選出及び委嘱については次の通りとする。

1. 会長、副会長及び監事並びに常任理事、理事、事務局長は、正会員の中から総会で選出する。ただし、総会が招集されるまでの間において、事故又は欠員のため会長、副会長その他役員を緊急に選出する必要があるときは、常任理事会の議決を得てこれを行うことができる。この場合においては当該常任理事会開催後、最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
2. 常任理事は各委員会の委員長(学校・後援会連携委員会が副委員長)及び特別事業実行委員長並びに会長及び常任理事会が推薦する特命を受けた者(上限2名)を総会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 理事は常任理事及び各委員会から推薦された者並びに会長及び常任理事会が推薦する特命を受けた者(若干名)を総会の承認を得て会長が委嘱する。
4. 評議員は正会員のうち、卒業年度ごとに推薦され

年会費の納入を5年間以上怠った場合は常任理事会に諮りサービス受益の資格を失うものとし、納入再開の際は即時復活する。

第8条 本会の経費は次の収入を以ってこれにあてる。

1. 入会金
2. 年会費
3. 寄付金
4. 預金利子その他の雑収入

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

(種類及び定数)

第10条

1. 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長若干名、監事2名、常任理事若干名、理事、評議員は原則として各卒業年度3名以内とする。但し評議員は卒業後5年間各クラス2名とする。
2. 相談役・顧問を置くことができる。

(選出)

第11条

1. 会長・副会長並びに監事は正会員の中から、総会で選出する。但し総会が招集されるまでの間において補欠又は増員のため会長、副会長又は監事を緊急に選任する必要があるときは、常任理事会の議決を得てこれを行うことができる。この場合においては当該常任理事会開催後、最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
2. 常任理事は理事並びに常任理事の推薦する会員の中から会長が委嘱する。
3. 理事は評議員の中から卒業年度ごとに互選された者を会長が委嘱する。別に特別会員の中から若干名会長が委嘱することがある。
4. 評議員は正会員のうち、卒業年度ごとに推薦さ

| | |
|---|---|
| <p>た者を会長が委嘱する。</p> <p>5. 相談役、顧問及び事務局次長は、正会員の中から必要に応じて会長が委嘱する。</p> <p>6. 名誉会長は必要に応じて会長が委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p>第12条 役員等の分掌は次の通りとする。</p> <p>1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理を務める。</p> <p>3. 常任理事は会長、副会長及び事務局長と共に常任理事会を構成し、常任理事会は会長の指揮の下に、淡交会の運営についてその業務の計画を審議、決定する。また、細則に定める各委員会の委員長である常任理事は、当該委員会に係る業務を執行する。前条2項に定める特命常任理事は、その特命に係る業務を執行する。</p> <p>4. 理事は理事会を構成し、常任理事と協力して、本会の会務を分掌する。 また、理事会は本会の会務に関する事項を必要に応じて審議、議決し、会長並びに常任理事会に提言する。</p> <p>5. 事務局長は会長の指揮の下に本会の事務処理を統括する。事務局次長は事務局長を補佐する。</p> <p>6. 評議員は評議員会を構成し、評議員会は会務について評議し、また、評議員は各自所属年度の会員と協力して同期会等を企画・実施する。</p> <p>7. 監事は本会の会計を監査する。</p> <p>8. 相談役は本会の運営に関して会長の諮問に答える。</p> <p>9. 顧問は本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。</p> <p>(任期)</p> <p>第13条 役員等の任期は一期2ヵ年とする。任期満了前に退任した役員等の補欠として、又は増員により選出された役員等の任期は、前任者又は他の在任役員等の任期の残存期間と同一とする。ただし、会長、副会長、監事、常任理事及び事務局長の任期は、原則として3期までとし、理事、評議員、相談役、及び顧問はこの限りでない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第14条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については常任理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。</p> <p>第7章 会議</p> <p>第15条 会議は次の通りとする。</p> | <p>れた1名以上を会長が委嘱する。</p> <p>5. 相談役・顧問は役員の中から必要に応じて会長が委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p>第12条</p> <p>1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理を務める。</p> <p>3. 常任理事は常任理事会を構成し、会長の指示を受けて、会の運営についてその業務の執行を決定する。</p> <p>4. 理事は理事会を構成し、本会の会務を分掌する。</p> <p>5. 評議員は評議員会を構成し、各自所属年度の会員に関する事務・連絡などを分掌する。</p> <p>6. 監事は本会の会計を監査する。</p> <p>7. 相談役は本会の運営に関して会長の諮問に答える。</p> <p>8. 顧問は本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。</p> <p>(任期)</p> <p>第13条 役員等の任期は2ヵ年とする。但し、常任理事以上の役員等の任期は、原則として3期迄とし、他の役員等の再任は妨げない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第14条 役員は、無報酬とする。但し常勤の役員については常任理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。</p> <p>第7章 会議</p> <p>第15条</p> |
|---|---|

1. 本会の会議は総会、常任理事会、理事会及び評議員会とし、会長が招集する。総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。常任理事会、理事会、評議員会の議長は会長または会長が指名した者とする。
2. 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催する。

第16条 総会は次のことを行う。

1. 本会の会則の制定及び変更
2. 事業計画及び収支予算並びに事業報告並びに収支決算の承認
3. 会長、副会長、監事、並びに常任理事、理事、事務局長の選出

第17条 前条の決定には、総会出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第18条 常任理事会は原則として年に4回開催する。また必要に応じて臨時に開催することができる。

第19条 理事会は年に3回開催する。評議員会は年に1回以上開催する。

第8章 事務局

第20条 事務局の構成及び事務局員の人事は次の通りとする。

1. 本会に事務を処理するため事務局を設置し、事務局長及び所要の職員を置く。
2. 職員は会長が任免する。

第9章 補則

第21条 入会金、年会費など、会則実施に関する細則は常任理事会において定め、理事会及び総会に報告する。

附 則

1. この会則は平成8年7月4日より施行する。
2. 平成17年7月2日 改定
3. 平成25年6月16日 改定
4. 令和6年6月23日 改定

1. 本会の会議は総会、役員会、常任理事会、理事会及び評議員会とし会長が招集する。

2. 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催する。

第16条 総会は次のことを行う。

1. 本会の会則の制定と変更
2. 事業計画及び収支予算並びに事業報告並びに収支決算の承認
3. 会長・副会長・監事の選任

第17条 前条の決定には、総会出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第18条 常任理事会は4ヶ月に1回開催し、必要事項を審議する。

また、必要に応じて臨時に開催することができる。

第19条 理事会並びに評議員会は4月に開催し、必要事項を議決する。

また、必要に応じて臨時総会の招集を要請することができる。

第8章 事務局

第20条

1. 本会に事務を処理するため、事務局を置き、事務局長、及び所要の職員を置く
2. 事務局長は常任理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

第9章 補 則

第21条 入会金、年会費など、会則実施に関する細則は理事会において定める。

附 則

1. この会則は平成8年7月4日より施行する。
2. 平成17年7月2日改定
3. 平成25年6月16日改定
4. 本会の令和4年度の役員並びに事務局長は次の通りである。

会 長 大澤 秀利

副会長 塚本一夫・小川 伸子

事務局長 若菜 一仁

《淡交会細則》

淡交会会則第21条により、淡交会細則を次に定める。

第1条 会則第4条の事業遂行のために、次の委員会及び必要に応じて特別事業実行委員会を設置する。各委員会には部会を置くことができる。また、組織委員会の統括の下に支部を置くことができる。各委員会は所掌事項について調査・協議その他の諸活動を行い、必要に応じて常任理事会及び総会の承認を得る。

- (1) 財務委員会
- (2) 組織委員会
- (3) 資料室委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 環境委員会
- (6) アカデミア委員会
- (7) 学校・後援会連携委員会

第2条 前条の各委員会の委員は正会員が務め、自薦又は他薦の候補者の中から会長が若干名を委嘱する。委員会の委員長は、各委員会が委員の中から選出し、会長が委嘱する。ただし、(7) 学校・後援会連携委員会については、本会と学校・後援会との継続的連携を図るため、委員長には事務局長が就任することとし、会長が委嘱する。各委員長及び特別事業実行委員長は常任理事候補者となる。学校・後援会連携委員会の常任理事候補者は同委員会副委員長とする。

第3条 会則第7条及び第8条に定める年会費・入会金は次の通りとする。

1. 年会費(正会員) 個人会費 1口2,000円とし、1口以上とする。
ただし 88歳以上の会員は年会費を免除する。
本規定は卒業期 50回生以降から適用する。
また、新卒業生は年額 1,000円を 5年間分卒業時に前納する。
2. 入会金は5,000円とする。

第4条 表彰

淡交会の事業に関して永年にわたり貢献した会員を、次の基準によって表彰する。被表彰者は常任理事会が決定し、会長が表彰する。

1. 会長を務めた会員については、感謝状を贈るとともに、相談役として推挙する。
2. 副会長及び事務局長を務めた会員については、感謝状を贈るとともに、顧問として推挙する。
3. 2期4年以上、常任理事を務めた会員について

淡交会細則

淡交会会則第21条により、淡交会細則を次に定める。

第1条 会則第4条の事業遂行のために、次の委員会を設置することがあり、委員は理事・評議員並びに常任理事の推薦する会員の中から会長が委嘱する。

1. 財務委員会
2. 資料室委員会
3. 会報委員会
4. Web委員会
5. 名簿管理委員会
6. 環境委員会
7. アカデミア委員会

第2条 会則第7条、8条に定める年会費・入会金は次の通りとする。

1. 年会費(正会員) 個人会費 1口2,000円とし、1口以上とする。
但し 88歳以上の会員は年会費を免除する。
本規定は卒業期 50回生以降から適用する。
また新卒業生は年額 1,000円を 5年間分卒業時に前納する。
2. 入会金は5,000円とする。

| | |
|---|---|
| <p>は、感謝状を贈る。</p> <p>4. 他の会員の模範となるような特別な貢献をした会員については、感謝状を贈る。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この細則は平成8年7月4日より施行する。 2. 平成17年7月2日改定 3. 第2条1項は平成21年4月1日より施行する。 4. 第2条1項但し書きについては会費納入の状況を見て2年後に見直しする。 5. 平成21年4月1日 改定 6. 平成26年7月13日 7. 令和3年11月20日改定 8. 令和6年6月23日改定（改定後、同日から施行する） | <ol style="list-style-type: none"> 1. この細則は平成8年7月4日より施行する。 2. 平成17年7月2日改定 3. 第2条1項は平成21年4月1日より施行する。 4. 第2条1項但し書きについては会費納入の状況を見て2年後に見直しする。 5. 平成21年4月1日改定 6. 平成26年7月13日 7. 平成3年11月20日改定 |
|---|---|

淡交会組織図

